

# 環境確保条例の工場・指定作業場に係る騒音の規制基準

(条例第 68 条、別表第 7 五)

表 工場・指定作業場の敷地と隣地との境界線における音量の基準

単位：デシベル

区域の区分	時間の区分						
	あてはめ地域		6時 朝	8 昼	19 夕	23 夜	6
第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 AA 地域 (※1) 上記地域に接する地先及び水面			4 0	4 5	4 0	4 0	
第 2 種区域 第 1 種中高層住居専用地域 (第 1 種区域を除く。) 第 2 種中高層住居専用地域 (第 1 種区域を除く。) 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 第 1 特別地域 (※2) 無指定地域 (第 1、3、4 種区域を除く。)			4 5	5 0	4 5	4 5	
第 3 種区域 近隣商業地域 (第 1 特別地域を除く。) 商業地域 (第 1 特別地域を除く。) 準工業地域 (第 1 特別地域を除く。) 第 2 特別地域 (※2) 上記地域に接する地先及び水面			5 5	6 0	5 5	5 0	
第 4 種区域 工業地域 (第 1、2 特別地域を除く。) 第 3 特別地域 (※2) 上記地域に接する地先及び水面			6 0	7 0	6 0	5 5	

ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する学校 (以下「学校」という。)、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 39 条第 1 項に規定する保育所 (以下「保育所」という。)、医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院 (以下「病院」という。)、医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所 (患者を入院させるための施設を有するものに限る。以下「診療所」という。)、図書館法 (昭和 25 年法律第 118 号) 第 2 条第 1 項に規定する図書館 (以下「図書館」という。)、老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム (以下「老人ホーム」という。) 及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号) 第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園 (以下「認定こども園」という。) の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内 (第 1 特別地域、第 2 特別地域及び第 3 特別地域を除く。) の工場又は指定作業場 当該値から 5 デシベルを減じた値を適用する。
- 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場のうち同法第 2 条第 2 項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場 (第 81 条第 3 項 (第 82 条第 2 項において準用する場合を含む。)) において適用する場合を除き、適用しない。

**備考**

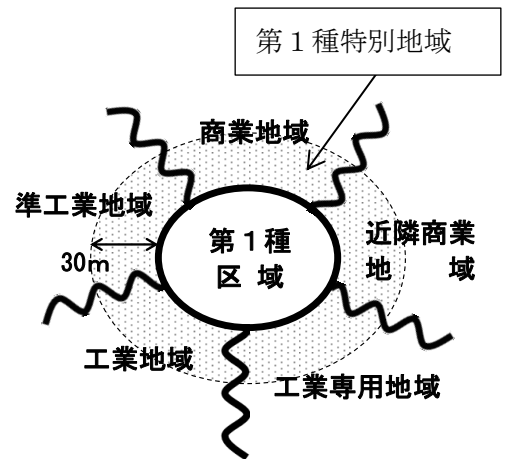
- 1 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。以下騒音に関して同じ。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条に規定する条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 3 騒音の測定方法は、日本産業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法により、騒音の大きさの値は、次に定めるところによる。
  - （1）騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - （2）騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - （3）騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、指示値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
  - （4）騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

※1 AA地域の指定：環境基本法(平成5年法律第91号)に基づき定められた騒音に係る環境基準に規定する地域の類型AAの該当地域として指定された地域

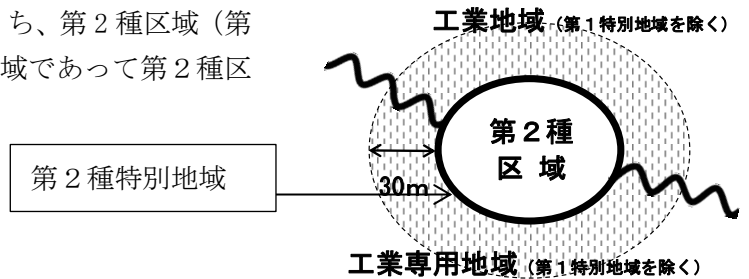
※2 特別地域

特別地域とは、2段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲30m以内の地域をいう。

第1特別地域・・・近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域のうち第1種区域に接する地域であって第1種区域の周囲30m以内の地域



第2特別地域・・・工業地域（第1特別地域除く。）及び工業専用地域（第1特別地域除く。）のうち、第2種区域（第1特別地域除く。）に接する地域であって第2種区域の周囲30m以内の地域



第3特別地域・・・工業専用地域（第1、第2特別地域除く。）のうち第3種区域（第2特別地域を除く。）に接する地域であって第3種区域の周囲30m以内の地域

